

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成27年9月30日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務づけられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

令和6年1月9日現在

派遣労働者の数	3名
派遣先の数	3社
マージン率	33.3%
教育訓練に関する事項	安全衛生、マナービジネス研修(DVD等)、PC研修 資格取得に関する講習、工具取扱い講習など
派遣料金の平均額	15,066円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	10,053円 (1日8時間換算)